

軽減の特例がある資産について

わがまち特例(地方決定型地方税特例措置)

下表に掲げるような資産を新たに取得された場合、申告により軽減措置が適用されます。

【主な軽減の特例がある資産】

特例対象資産	関係法令	取得時期	特例期間 特例率	備 考 (申告時に必要な添付書類等)
汚水または廃液の処理施設 沈殿又は浮遊装置、油水分離装置等	地方税法附則 第 15 条第 2 項第 1 号	R6. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	1 / 2	それぞれの規定に応じた設置届出書や事業許可証、証明書等の写し（該当設備であることがわかるもの） ※新設、増設のみ該当（更新は除く）
下水道除害施設 沈殿または浮上装置、污泥処理装置、中和装置等	地方税法附則 第 15 条第 2 項第 5 号	R6. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	4 / 5	
浸水防止用設備 止水板、防水扉、排水ポンプ及び 換気口浸水防止器等	地方税法附則 第 15 条第 28 項	H29. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	取得後 5 年度分 2 / 3	
再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備 ※風力・水力・地熱・バイオマス 発電設備については税務課資産 税係までお問い合わせください。	地方税法附則 第 15 条第 25 項	R6. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	取得後 3 年度分 ～999kW 2 / 3 1, 000kW～ 3 / 4	①(一社)環境共創イニシアチブ(SII)が発行した『再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書』の写し ②太陽光発電設備の取得日が特例対象の取得期間内であることを確認できる書類

< 申告の方法 >

- ①「償却資産申告書」・・・11 課税標準額の特例欄を「有」とする。備考欄に特例対象資産等を記載する。
- ②「種類別明細書」・・・具体的に資産を記載し、右欄の特例欄等にて特例資産とわかるよう記載する。
- ③必要書類の添付・・・上表「備考」に記載されているものを、申告書に添付して提出する。

【太陽光発電設備について】

屋根と一体の建材型の場合は申告不要です(家屋として評価するため)。

個人や法人が事業の用のために供しているものは、発電出力にかかわらず償却資産の対象となります。

これまでは、固定価格買取制度の対象となる再生可能エネルギー設備(経産省大臣の認定を受けたもの)が特例の対象となっていました。

しかし、平成 28 年 4 月 1 日取得分から、上記の認定を受けた太陽光発電設備は特例の対象外となります。

これに代わり、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備)が特例の対象となります。

※裏面あり

先端設備等導入計画に記載された先端設備等

中小企業の経営力・労働生産性向上を図るための支援として、軽減措置が適用されます。

申告の方法は他の特例が適用される資産の場合と同じです。

※先端設備等導入計画の認定については商工観光課が窓口となります。

対象は、次の法令による認定を受けた計画に基づき取得した一定の資産です。

計画の要件や支援などの詳細については中小企業庁ホームページをご参照ください。

中小企業庁 HP「先端設備」について⇒



※中古資産は特例の対象にはなりません。

取得時期	R5.4.1 から R7.3.31 まで	備 考
関係法令	地方税法附則 第 15 条第 45 項	(申告時に必要な添付書類) ※詳細については、商工観光課にて ご確認ください ①先端設備等導入計画に係る認定申請書 ②先端設備等導入計画書 ③先端設備等導入計画の認定書 ④投資計画に関する確認書 ※リース会社が申告する場合 ⑤リース契約書 ⑥公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書 ※賃上げ表明をした会社の場合 ⑦従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面
先端設備等の要件	認定経営革新等支援機関による確認書が必要	
適用対象資産 1 台・1 式あたりの 取得価格	○機械装置：160 万円以上 ○器具備品：30 万円以上 ○測定工具・検査工具：30 万円以上 ○建物附属設備：60 万円以上（家屋と一体となつて効用を果たすものを除く。）	
	構築物、事業用家屋は、適用対象外	
特例期間 特例率	賃上げ表明なし： 3 年度分 1 / 2 賃上げ表明あり： 4 年度分又は 5 年度分 1 / 3	

【注意事項】

・先端設備等導入計画の認定前に設備を取得されると、計画認定や固定資産税の特例措置が受けられません。

(設備取得後に計画申請を認めることはできません。)

・認定された計画について変更が生じる場合、事前に計画変更申請が必要です。計画変更せずに導入された設備は特例措置の対象になりません。

☆ここに記載されていない特例が適用される資産(地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に定めるもの)の詳細については税務課資産税係までお問い合わせください。